

第 56 回 男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会
議 事 録

(開催要領)

- 1 日 時 平成 23 年 6 月 17 日 (金) 13 : 00～15 : 00
- 2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館共用第 108 会議室
- 3 出席者

会長	辻村	みよ子	東北大学大学院教授
委員	阿部	裕子	特定非営利活動法人かながわ女のスペースみずら理事
同	種部	恭子	女性クリニックWe 富山院長
同	林	陽子	弁護士
同	原	健一	佐賀県DV総合対策センター所長
同	番	敦子	弁護士
同	森田	展彰	筑波大学大学院准教授
同	山田	昌弘	中央大学教授

(議事次第)

- 1 開会
- 2 女性に対する暴力対策に関する報告書案の取りまとめについて
- 3 専門調査会委員等からのヒアリングおよび意見交換
- 4 専門調査会の今後の進め方について意見交換
- 5 閉会

(配布資料)

- 1 「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策
～パープルダイヤル ー性暴力・DV相談電話ー の結果を中心として～
- 2－1 加害者更正と予防教育について (佐賀県DV総合対策センター所長 原 健一氏)
- ー 2 平成 22 年度DV未然防止教育事後アンケート (集計)
- ー 3 平成 23 年度中学生向け予防教育事業「からだ いのち ころ」実施要綱
- ー 4 平成 23 年度中学校プログラム案
- 3 女性に対する暴力の根絶のための今後の検討課題 (案)
- 4 第 54 回「女性に対する暴力に関する専門調査会」議事録

(議事録)

○辻村会長 それでは、時間となりましたので、これから第 56 回の「女性に対する暴力に関する専門調査会」を開催させていただきます。本日は、御出席の委員が少し少ないようですが、時間ですので、始めさせていただきます。

本日の議事次第を御覧いただきたいと思います。ここに「女性に対する暴力対策の取りまとめ」と書いてありますけれども、これは正確には、それに関する報告書案についてお諮りして、御意見をいただくということが最初でございます。

次に、専門調査委員からの御専門に関する御報告をいただくということで、本日は原委員から「加害者更

生と予防教育について」という題で御報告をいただくということを予定いたしております。

それでは、最初の報告書の案について、取りまとめについて、男女共同参画局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 お手元の資料1を御覧ください。前回の5月31日の専門調査会からの変更点を中心に御説明させていただきます。

最初に形式ですが、前回までは表形式で、専門調査会での御指摘・御意見ごとに、取り組むべき課題と対策を取りまとめておりましたが、今回はそれを報告書としての体裁に整えております。

資料1は、1ページおめくりください。目次のところを御覧ください。

最初に「はじめに」と、最後にまとめとして「第4 まとめ」というものを新たに記述しております。

また、第1としまして、パープルダイヤルのデータを記載しております。記載したデータの項目につきましては、4月28日に中間報告として報告したものを基本にしつつ、その課題と対策につながるデータを追加しております。

第2としまして、課題と対策を整理しております。前回までは第3次基本計画の項目に沿って、女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり、配偶者等からの暴力の防止、性犯罪への対策の推進と、3つの項目に分類しておりましたが、第1のところのパープルダイヤルの結果との関係をわかりやすくするために、課題と対策におきましても「4 男性からの相談への対応」「5 外国人からの相談への対応」を設け、男性からの相談と、外国人からの相談について、別に項目を立てております。

また、この1～5の基盤づくり、配偶者からの暴力、性犯罪、男性、外国人のそれぞれの柱の中の項目につきまして、関連する課題・取組を取りまとめて整理しております。

次に、中身について御説明します。

「はじめに」は、今回初めて出させていただくものです。

最初に、パープルダイヤル実施までの経緯と、その結果を簡単に記載しております。

その上で、下から2つ目のパラグラフですが、第3次男女共同参画基本計画に基づき、取組を進めているところであるが、本調査会において、パープルダイヤルを通じて改めて浮き彫りになった課題を中心に、今後の課題とさらなる取組を取りまとめた。

そして、今後、基本計画と本取りまとめに基づき、関係府省庁、関係機関等が、これまで以上に徹底して実施していくことを期待すると、本報告書の目的を明確にしております。

次に、1ページおめくりください。すみません、ページ番号はまた修正しますが、2ページのところから「第1 『パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話ー』について」としまして、事業の概要、事業の結果を13ページまで記載しております。

例えば、8ページを御覧ください。4月28日に報告した中間報告の数字を最終的な数値にしておりますが、急性期の性暴力被害女性向け回線に相談のあった、強姦・強制わいせつの被害に関する相談について、図9ですが、深夜から早朝にかけて全体の3割の相談が寄せられたこと。

また、次の9ページですが、加害者の約6割が知っている人からの被害であったということなど、大きな傾向については変化はございません。数値の詳細については、後ほど御覧いただきたいと思います。

次に、14ページを御覧ください。14ページから「第2 課題と対策」として、先ほど説明したとおり、柱立てを変更しまして整理し、関連するものを1つにくくるなど、体裁を整えております。

基本的な記述の流れとしましては、最初に調査会において指摘された課題等ということで、パープルダイヤルの結果・報告、それに対して調査会で指摘されたことを記述しております。それを踏まえて、対策としまして、今後、必要のある取組を記述しております。

前回お出ししたものから、指摘を踏まえまして変更した点について、主に御説明します。

16ページを御覧ください。15ページからの続きとなっておりますが、配偶者からの暴力対策につきまして、関係機関・民間団体等の連携協力に関しまして、前回の専門調査会で阿部先生から御指摘がありました。

それを踏まえまして、16ページの対策のところの上から3行目ですが、関係機関が相談、保護、自

立支援等さまざまな段階において、関係者が一堂に会して意見交換するなど緊密に連携しつつということで、1 か所に集まって協議するということの必要性を盛り込んでおります。

また、その3行下のところですけれども、森田先生や阿部先生から御指摘いただきました、連携する関係機関としての児童相談所を明記する必要性ということで、児童がいる家庭において、配偶者からの暴力が存在する場合における被害者支援とその児童に対する支援について、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携等ということで、児童相談所を明記しております。

次に、19 ページを御覧ください。5月31日の専門調査会で種部先生から、今後の取り組むべき課題としまして、性犯罪被害者に対する医療費の公費負担が地域によって非常にばらつきがある、それを同水準にすべきとの御指摘をいただきましたので、それを指摘のところで、上から3つ目の黒いボツのところですけれども、性犯罪被害者に対する医療費の公的負担を全国的に同水準となるようにするべきではないか。

こういう指摘を盛り込みまして、それを受ける形で、対策の一番下のところですけれども、性犯罪被害者の緊急避妊等の公費負担の運用ができる限り全国的に同水準で行われ、性犯罪被害者の負担軽減に効果的なものになるよう、都道府県警察を指導する必要性があると明記しております。

次に、24 ページを御覧ください。「第3 東日本大震災被災者への対応」につきまして、復興に男女共同参画の視点を取り入れることが重要であると御指摘をいただきました。そのため、調査会において指摘された課題等の一番下のところですが、復興計画に子育てや防犯など、女性や生活者の多様な意見が十分反映されるなど、復興に男女共同参画の視点を取り入れることが必要ではないかと明記しました。

それを受ける形で、対策の一番下ですが、また、復興の取組を進めるに当たっては、その意思決定の場への女性の登用や、女性や生活者の意見を広く集めるなど男女共同参画の視点を取り入れる必要があると明記いたしております。

この課題と対策につきましての主な変更点は、以上のとおりです。

1 ページおめくりください。25 ページに「第4 まとめ」としまして、まとめを追記しております。これも今回、初めてお出しするものです。

まとめとしまして、課題と対策のうち、特に重要な事項について改めて(1)から(4)まで取り上げております。

(1) が配偶者等からの暴力対策につきまして、地域において民間団体を含む関係機関・団体の連携を進め、どの地域においても適切な支援が切れ目なく行われる体制づくりを進めることが重要である。

(2)、性的な暴力につきまして、警察や医療機関、男女共同参画センター、民間団体などの地域の支援機関の連携を促すとともに、ワンストップ支援センターなどの専門的な窓口の設置なども検討する必要があると明記しております。

(3) ですが、社会全体の啓発活動の重要性を記述しております。

(4) において、交際相手からの暴力、男性相談、外国人被害者対応についても、今回、改めて、その問題の深刻さがわかったこと、また、それについての取組を進めていくことが必要であると明記しております。

最後に、関係省庁、関係機関等の取組の進捗状況を注視し、必要に応じてさらなる取組を促すとともに、今後、女性に対する暴力の根絶に向けたさらなる実効的な取組について議論を進めていくと、本調査会の役割を明記して結んでおります。

事務局からの説明は、以上です。

○辻村会長 ありがとうございました。

ただいま御説明がございましたように、これまで本調査会では EXCEL ファイルに基づきましてデータの説明と今後の取組などを箇条書きにするという形でお出ししておりましたが、今回、初めて報告書の体裁を整えて文章化するとともに、内容に少しめり張りをつけて、重要な論点をまとめという形で強調しております。

後で申し上げることですけれども、今後、この報告書を男女共同参画会議に提出することになります。この調査会ではまだ秋以降も検討の機会があるわけですけれども、このテーマについては最終的な報告となりますので、この報告書の内容を各関係機関で活用していただくために、現在取りまとめをしているわけです。

本日の調査会が、この文案について直接、会合で議論をする最後の機会ということでございますので、存分に、修正すべきところについて御意見を出していただき、その後足りなければメール会議でも補足して、この報告書案を完成してゆきたいと考えております。

本日は約 15 分程度、それぞれの段落に即して検討したいと思いますが、御意見をお出しください。特に、修正すべきところ、あるいは追加すべきこととかがありましたら、御意見をお願いいたします。

初めて御覧になったら、なかなかすぐにご意見が出ないかもしれませんが、一応、表も付けていただいておりますので、実証的なデータに基づいた提言にするために、この表との相関関係といったことにも注意して、チェックしていただきたいと考えております。

それでは、意見交換に移りたいと思いますが、「はじめに」のところはいかがでしょう。

これは前回お出ししておりますけれども、まず、最後の 3 行で、この報告書はだれに対して、何の目的で出すのかということを今回明確にしております。それで、先ほど報告がありましたように、関係府省庁、関係機関等が女性に対する暴力の根絶に向けた取組をこれまで以上に徹底して実施していくことを期待するという書きぶりになっております。その主体は、私どもの調査会でございます。こういう形でよろしいでしょうか。何か御意見はございますか。私からの質問ですが、この報告書はホームページに載せますね。

○原暴力対策推進室長 はい。

○辻村会長 それでは、一般の方にもお読みいただくということで、当然、民間の機関とかそういったところにも活用していただくということですが、この報告書の名あて人は関係省庁だけと理解していいですね。

要するに、民間団体や国民におかれても暴力根絶のために取り組んでいただきたい、という要望のようなことを、この報告書で書くべきかどうかというのは一つの論点としてあると思いますが、これについてはどうでしょうか。

○原暴力対策推進室長 補足させていただきますと、第 3 次男女共同参画基本計画を年末に策定しまして、今、政府で取組を行っております。その取組を進めていくに当たって、やはりこういう新たな課題とかそういうものを踏まえて、こういうふうに具体的に進めていってもらいたいという意見ですので、まずは政府の取組が相手先として第 1 なのかなと思っております。

ただ、それ以外に、こういう取組を進めるということを国民の方に知っていただいて、国民の中で取組を進めていただくという観点も勿論含まれていると思いますので、そこはどういうふうを書くかというのは先生方の御判断だと思います。

○辻村会長 地域のことが出てきますから、関係機関の中に地方自治体も含まれているのですね。

○原暴力対策推進室長 はい。

○辻村会長 そうしますと、地方自治体の関係機関であるとか、あるいは民間の諸団体においてもこの報告書の内容を御理解いただき更に取組を期待したいとか、そういったことを記載するかどうかですけれども、ほかの報告書はどうですか。

○林委員 これは事前に事務局にメールで差し上げたことと関連するんですけども、私は、第 3 次基本計画というのは行政だけがやることではなくて、立法府も司法もやらなくてはいけないということだと思えます。女性差別撤廃条約に言う締約国というのは、日本の行政ではなくて、日本の司法も日本の立法も条約に拘束されているんです。そうすると、今、おっしゃったとおり、関係府省庁だけでいいのかどうかという問題とかがあります。

それから、今回はパープルダイヤルで出てきた問題だけを扱うのでこういう形になったということですが、例えば、今の「はじめに」のところも、段落で言うと、上から 4 番目のところで、パープルダイヤルをやった結果、「被害者への支援が十分には行われていないケースもあった」とありますね。これは後で、どの統計からこれが言えるのかということをお示し願いたいんですけども、そうすると、支援が十分ではないというのは、何が不十分なのでしょう。例えば、民間の付添支援が十分ではないとかということではなくて、やはり性暴力に対する認識が、検察官や弁護士に足りないとか、医療関係者がわかっていないということがあつたために被害が潜在化するというのが一番の問題だと思うんです。

そうすると、「被害者の支援が十分ではない」ということに対して、このまとめ方でいいのかどうかという問題があると思います。少し抽象的で、今日は本当は文言をまとめなくてはいけない会なのに根源的な問題を申し上げて申し訳ないですけれども、事前にまとめ切れなかったものですので、ここで発言しました。

○辻村会長 委員の皆様、いかがでしょうか。

どうぞ。

○阿部委員 阿部と申します。

この報告書を急いで見ながら、非常によくまとまっているなというふうに思っているんですが、実は何が問われているかといいますと、どう実効性を確保するかということだと思うんです。ですから、このパールダイヤルを実施した報告書と、少なくとも都道府県が、例えば DV 被害者支援の基本計画をつくっていますね。それを結構照らし合わせて、改善すべきところはやはり基本計画の改善につなげる。

それで、どこの県とは言いませんけれども、経済支援のない基本計画をつくっている県があるんです。どういう意味か。生活保護の支援をしませんということなんです。そういうことを堂々と基本計画として冊子にまとめて県民に提示しているような県もございますので、やはり今回のこの十分な支援、切れ目のない支援というのは何かということがここで語られて、都道府県にも、それから、基本計画をつくらうとしている市町村にも、これをできるだけ盛り込んで、そして実施していくという形まで踏み込んでいただきたいと思っています。

○辻村会長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでしたら、文言はまたメールでも御確認いただきますけれども、最後のところに「関係府省庁」の次に「地方公共団体を始めとする関係機関等」ということで、地方公共団体も明示いたしますか。

ほかにいかがでしょうか。

○種部委員 民間も明記していただけると。

○辻村会長 民間も入れますか。

○種部委員 私は医療機関のことで事前に質問を送ったんですけれども、医療機関ということを入れると民間になってしまうので、公的なところから、例えば研修とかそういう言葉で残すことはできても、公的な病院でなければそこら辺のところが届かないのに、なかなか明記しづらいということがあったんですが、この基本計画、先ほど林さんがおっしゃっていたように、これは国民全体で進めなければいけないことで、今回も公的な機関だけではなくて、民間の力がなければこういう支援というのはできないということが十分にわかったという調査だったと思いますので、是非、そこに民間の団体もというふうに入れていただきたいなと思います。

○辻村会長 それでしたら、「関係府省庁、地方公共団体を始めとする関係機関・民間団体等が」という形で、仮案ですけれども、そのような形で民間団体に触れるということで、報告書としてはそういうものでよろしいですか。

○岡島局長 大丈夫だと思います。

○辻村会長 それでは、一応、原案として、今日、ここで文言の最終案の確定まではできないかもしれませんが、その方向で少し検討していただいて、最後、またメール会議等でこれでいいか確認をさせていただきますが、それでは「はじめに」については、そのような形でまとめましょう。よろしいですか。

（「はい」と声あり）

○辻村会長 それでは、次ですけれども、事業の概要のところは問題ないと思いますが、事業の概要の3ページのところは、一応、言葉の定義、文言の定義がしてあります。これでよろしいですね。急性期の性暴力被害女性の定義とか、そういったことが書かれておりますので、これはよろしいかと思います。

事業結果のところですが、この辺はいいですか。表のところは問題ないですね。14 ページ以降に移ってよろしいですか。

14 ページの「第2 課題と対策」のところでは何かございますでしょうか。あるいは 14 ページ、15 ページ

の基盤づくりのところ、表のところでも結構ですけれども、何かございますか。

これは、最初、私の方で見せていただきまして、例えば 14 ページの本文の上から 4 行目に「夜間においても相当数の相談が寄せられた」と書いてありましたから、この報告書の実証性を高めるために、どのぐらいの比率があったのかとか、きちんと表を付けた方がいいということで図 2 とか図 9 をつくっていただきまして、そこを参照するという形にさせていただきました。そうしますと、大体どうだったかということもわかりますので、そのように改めたのですけれども、ほかにもございますでしょうか。

それから、前回お出しした EXCEL の表では社会風土の醸成が 1 になっておりまして、勿論、客観的な背景ということで風土から始まったということです。それで、1 と 2 が反対になっており 2 番目が体制等の整備になっていました。

ところが、報告書の最初に出てくることが、いたずら電話の話だったりするものですから、報告書の最初にいたずら電話から始めるというのではなくて、やはり我々として何が重要かということ、めり張りをつけて明確にした方がいいのではないかと考えまして、順序を入れ替えてみました。まず相談しやすい体制の整備ということを書いて、そして勿論、その背景には社会風土の醸成があって、ポルノ・ファンタジーがありますということで、ポルノ・ファンタジーについても書き、さらに 15 ページの上から 6 行目ですが、一応、定義が必要でしょうということで「暴力により女性が快楽を得ているという幻想」という形で、括弧で説明を付けてもらいました。報告書の中にやたらと片仮名が入って、意味不明の言葉が出るというのはよくないと思ったのですけれども、一応、ここで定義らしきものを入れてもらいました。が、ほかにはいかがでしょうか。何かお気づきの点はございませんでしょうか。

私の方では、15 ページの 2 の配偶者等からの暴力の項目の「(1) 関係機関・民間団体等の連携協力等」の本文の 3 行目で、連携が図られている地域では支援ができたけれども、連携が図られていない地域では苦慮することがあったと書いてあって、何か非常に抽象的です。そこで実際、これはどこの話かと、これを読むと知りたくなるので、せめて連携が図られているモデルとなるような地域ぐらいは具体的な地名とか、そういうものを出して、むしろ推奨していくというふうなポジティブな書き方にした方がいいのではないかと考えて持っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

これに対しては、局の方からは「例えば」を入れましょうかというのがありましたが、入れるとなると、どこについて入れるのでしょうか。

○原暴力対策推進室長 神奈川県などになるかと思います。

○辻村会長 連携が図られている地域ということで、1 つだけだとよくないですが、ほかにはどこが入るのでしょうか。

○原暴力対策推進室長 神奈川県や北海道の取組が進んでいます。

○辻村会長 「など」を入れましょうか。少しでも具体的にした方がいいですね。こういうものもあったとこのを書き連ねるだけだと何となくリアリティーに欠けますので。そうすると、連携が図られている地域ぐらいは書きましょう。

○原暴力対策推進室長 具体的に、どういう機関があって、どういう民間団体があって、どういう連携が図られてというところを統計的にデータでお示するのはなかなか難しいものですから。

○辻村会長 難しいですね。書いても実証できないということがありますから、連携が取れていると思われる地域ということで、神奈川と北海道ぐらいいいでしょうということですね。といいますのは、地域の話が出ていますのですけれども、地域に関する表、地域別の表みたいなものがないのです。ですから、ここのくだりを実証する統計が実はないのです。結局、今回の取組自体が、全国一斉に実施したわけではないので、全国一斉にやって、都道府県ごとに何か統計を取ったりするようなことがあればいいんですけれども、今回はそういう取組ではありませんでした。今後、やはり念頭に置いていただいて、地域格差みたいなことが将来的には議論になってくると思いますから、そういう全国的な統計のようなものができるといいですね。そういうものが出てくれば、また次の機会に報告書に入れていくということでよろしいですか。

どうぞ。

○原暴力対策推進室長 補足させていただきますと、事業の結果につきまして、統計的にデータが取れてい

る部分と、あとは実質的な中身の、実態的な質の部分の評価から出てきている部分もあります。その部分についてはそういう報告があったというような書きぶりにさせていただいております。

○辻村会長 わかりました。

ほかにいかがでしょうか。配偶者等からの暴力のところ、今、2番まで来ておりますけれども、その後「3 性犯罪への対策の推進」のところに進んでいっていただいて、何か御意見・御修正等はございますでしょうか。

どうぞ。

○種部委員 表現の問題になると思うんですが、9ページのデータがありますね。これは性犯罪の加害者が知っている人で、そのうちに家族というのがあるんですが、それが親とか兄弟というものになると、要は性的虐待だと思うんです。

その文言がこの報告書には出てきません。虐待は、例えば子どもの年齢が児童ではなかった場合には虐待と言うべきかどうか、その辺になると、どこで線を引くかは難しいところです。児童虐待の中でも性的虐待というのは、今までの統計を見ていまして、本当に報告の数には出てきません。身体的な虐待とか、ネグレクトとかは出てくるんですけども、これだけの人たちが自分の手で自ら性的虐待に関して相談電話をかけてきたというのは、相当深刻に受け止めなければいけない事実だと思うんです。

児童相談所という機関もありながら出てこなかった、潜在している性的虐待が、このたった2か月間でこれだけいたということになります。この「表7-2 家族①の内訳」に、親、兄弟とかがあるんですけども、この被害を受けた人の年齢というのは、今から分析はできないかもしれませんが、もし、それが児童にあたる10代が含まれているんだとしたら、それに対応するところは、19ページ、性犯罪被害者の対策というところになると思うんですが、例えば、対策の параグラフの4つ目のところです。「性的な暴力被害を受けた子どもに対して」というのは「暴力被害」という書き方でいいのかどうか。「性的虐待」と書かなくていいのかどうかと思うんです。

それから、これに対して「思春期など子どもの年齢や置かれた状況に応じて、被害直後及びその後の継続的な専門的ケアの在り方」と書いてあるんですが、ここに児童相談所が出てこないんです。そういう対応は明記していかなくていいのかということ。児童相談所も忙しいので、それ以外の虐待対応で大変なんだと思うんですが、これまで見えてこなかった部分が見えたということで、明記したらよいのではないかと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

重要な御指摘をいただいたと思いますが、8ページの表6の下のところ、相談者の年齢で、10代が15%ということが出ています。その15%が先ほどの親の虐待に関係してくるのでしょうか。

○番委員 恐らくしていないと思います。私は、例えば親からの性的虐待、あるいは兄からの性的虐待の事件を複数件受けましたけれども、すぐは絶対に言わないです。電話だから言ったかもしれませんが、普通は、声を上げるのは20年、30年経ってからで、親とか家族からの被害が一番声を上げにくいです。言ってしまったら自分の家庭が崩壊すると思っていますから、本当に一番深刻で、日本にはそういう被害がないようにふたをされていたのですが、実は、女性相談センターの方などに聞くと、かなりあるというような話も伺っていて、私自身もそういう事件を持っていましたし。本当に先生がおっしゃるように、ここは注目してもらいたいと思います。

そうした被害をどうするかということは、その次の問題なのですが、家族から性的虐待を受けている、恐らく、これは子どもも、あと、大人も、若い子ということも含まれると思いますけれども、そのあたりがわからなければ、こういう知っている人のところ、家族からも受けているケースがありますということはどこか一文入れていただけるといいと思います。

○辻村会長 そうですね。これは結果としては非常に重要な点だと思います。やはり身近な者の中でも、家族というものが出てきます。

それで、この10代の15%の人から、何の訴えだったかとか、どういう状況だったかというような統計的に追跡は、今からはできないですか。これは資料に戻ればできるのではないですか。

○原暴力対策推進室長 要はこれは相談の中でわかった事例ですので、必ずしもすべての項目について相談してきた人が答えているわけではありません。相談してきたことの中でわかったことを記入していますので、それは確認してみないとわかりませんが、必ずしも、その人たちが何歳だったかの年齢まで、その相談のときに言っているかどうかは定かではないですし、そこは言っていないケースが多いのではないかと思います。

○辻村会長 わかりました。

この年齢と親というところが相関関係があるかどうかというのは、おっしゃったようにわかりませんね。

○種部委員 おっしゃったように、10代と限らず、あと、20代、30代の中には、過去10年前も相手が親だったというものもあると思うので、必ずしも10代の。

○辻村会長 でも、これは急性期ですね。

○種部委員 はい。10代の急性期暴力の被害件数が15%を占めていたんですけれども、実は20代、30代も加害者は親だったという人が含まれている可能性はあるので、親あるいは兄弟というところの被害を受けていた人たちの年齢、時期といいますか、それが虐待に当たるカテゴリーに入る人が含まれているのであれば、一文、これは虐待ですということを明記していただく必要があるかと思います。

○辻村会長 そうですね。これは資料の中から、件数は問いませんが、そういうものが明確に含まれていたということがわかればそれを明記した方がいいでしょうし、少なくとも、親が57.9%といいますか、過半数だというのは少し驚きの統計だと思いますから、これは少しまとめて特筆してもいいかもしれませんね。

どうぞ。

○森田委員 先生方のおっしゃるとおりだと思うんです。

それで是非、種部委員から出たとおり、児童相談所と、今は市町村でも受けていますので、やはり性的な暴力や性的虐待に関しての評価についても、今、司法面接とか、どういうふうにしたらそれが発見できるのかということについても、やはり取り組まない限りはなかなか広がらないところもありますので、そうした児童関係の施設でもそうしたことに対する評価を積極的に行う方法とかをこれから検討してほしいみたいなところは少し、何とか入らないかなというのは確かに思います。

あと、出ていましたけれども、ダメージですね。性的虐待がすごく、過去で10年ぐらい前のダメージに関しても、訴える場所がないので、今、起きていなければ、なかなかまた訴えにくいということもありますので、実際上はそれこそ分析しなければわからないでしょうけれども、現に起きているものだけではなくて、幼いころ起きた性的虐待のダメージに関する相談などがもしあれば、そういうことについても少し触れていただくとありがたいと思います。

○辻村会長 そうですね。そういったことを何行か書き込むだけでも非常にリアリティーが増すと思うのです。ですから、例えばこういう事例などもあったというふうなことで少し書き込むということもあり得るかもしれませんが、対策のところではなくて、意見のところか、課題のところに書いても構わないと思います。今、対策のところでは話し合われておりますが、その一つ上のランクに、こういう意見があったという形で書いても構わないのですけれども、そこは検討していただけますか。

そういたしますと、やはりこの報告書のインパクトといいますか、今まで知られていなかったことがわかったという形で、具体的な数字も挙げ、具体的な例を挙げて書くということは非常に重要なことだと思いますから、そのようにしたいと思います。

あと、いかがでしょうか。男性からの相談への対応とか、外国人の方に移りますけれども、何かございますでしょうか。

私の方では、以前から、男性からの相談の中に加害者男性である場合と被害者男性である場合があるので、そこは何とか統計的に出ないのかという質問をしていたんですが、回答では出ないということだったのです。ここでは何となく、表現が被害者男性の雰囲気を書いてあるのですが、加害者の更生というところでは加害者が出てきますから、その割合、内訳のようなことがわかればもっと具体性が増すと思ったのですが、ここはわからないということですね。

○原暴力対策推進室長 内閣府の方で、最終的に集計の過程で加害男性という形で項目を立てていなかったものですから正確にはわかりませんが、実際の報告の中で、阿部先生から、例えば神奈川であれば 12%が被害者で加害者は 14%であったということは御報告いただいていますので、そのことを踏まえて、こういう書きぶりにさせていただいています。

○辻村会長 例えば男性の中にも、被害者男性からの相談と、加害者男性からの相談があった。その内訳は、明確な数字で表すことはできないけれども、例えば神奈川では被害者男性が 12%であったのに対して加害者男性が 14%いて、ほぼ同数いるということを例としてどこかに書くことができれば、やはり随分リアリティーが増すのではないかと思います。指摘された課題等の中に具体例として書いていけばどうでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。それでは、よろしゅうございますか。

東日本大震災については、後でいいでしょうか。今、ここでしますか。

○岡島局長 後でいいです。

○辻村会長 それでは、ひとまず、ここでこの議論を打ち切らせていただきまして、本日出ました意見を、この報告書の中に何らかの形で文章化していただきたいと思いますので、原案ができましたら、この部分についてはこのような形でいかがでしょうかということで、メール会議をさせていただくということでよろしいでしょうか。

あとは、本当に最終的なまとめは私の方にお任せいただくことになります。文章に関することで、例えば、私は、対策のところで「そのため、今後」というのが全部同じように入っているのですけれども、これはなくてもいいと思います。全部同じなので、対策と書けば、もう今後のことだということはわかりますから、そういうところは切っていいのではないかとともに思いますし、本当の文章に係ることは最後の最後まで調整をして、推敲したいと考えております。

最後までいいいまして、一応、時間を切った方がいいので、6月末をめどに、皆様方からお気づきの点をメールでお寄せいただきたいと思います。原さんあてでいいと思いますけれども、ここはこういうふうにした方がいいのではないのでしょうかというふうな意見を言ってください。そうしましたら、またメール会議で、こういう意見がありましたけれどもいかがでしょうかということで、皆さんから賛同が得られましたら、そのように直す。

あと、局の方では、子どもという言葉と児童という言葉が混在しておりますが、これは恐らく法律用語としては児童ということになっているので、そういう意味では括弧つきですけれども、児童相談所とかがあるところは児童になっていたりしてしまっていて、そこは見直していただけますか。

そんなところでよろしいですか。

(「はい」と声あり)

○辻村会長 それでは、時間の関係もございまして、1回切らせていただいて、最後にまた時間が余りましたら、お気づきの点を報告いただきます。

次の議題に移りたいと思います。本日は、原委員の方から「加害者更生と予防教育について」という御報告をお願いしておりますので、御説明をお願いいたします。

○原委員 佐賀県 DV 総合対策センターの原です。資料 2-1 から御説明をいたします。

まず、私が所属しております佐賀県 DV 総合対策センターの説明をさせていただきます。

ここに書いておりますように、佐賀県では、女性に対する暴力の根絶を目指し、DV 被害者支援に関する機関や民間団体、弁護士会、医師会などとの連携を強化し、被害者支援を円滑に行うことを目的に、平成 16 年 4 月に佐賀県 DV 総合対策センターを設置しました。これは佐賀県古川知事の意向を受けて、県が設置したものです。

私は、平成 19 年 4 月から 2 代目の所長として勤務しております。現在は 5 年目です。

民間支援団体を始め DV 被害者支援関係機関、団体が連携して取り組む DV 被害者支援施策の総合調整、決定を行うということで、この DV 総合対策センターは 6 つの柱で仕事をしております。

簡単に申し上げますと、「関係機関との連携情報の収集、提供」については、県の一番トップの DV の会議になる DV 総合対策会議というものがあっていて、関係機関で DV 施策の決定をするという意味決定機関に

なっています。ほか、市町村の関係機関会議とか、何らかの専門部会等の会議を開催しています。

また、啓発・広報、研修・講演で一般の方々や職務関係者に対する研修・講演を DV 総合対策センターの方で担っております。

「調査研究」では、後からも出てきますが、例えば中学生に対する予防教育をしているときに、そのときの効果をはかる調査研究をやったりなど、いろんなことをしております。

また、「民間グループの育成・支援」にも取り組んでおります。

それと、これは平成 23 年度からなのですが、相談事業が男女共同参画センターから DV 総合対策センターの所管に変わりました。佐賀県では相談室の相談員を派遣して市・町に対する巡回相談を始めまして、これで佐賀県ではすべての市・町で DV の相談の窓口を持ったということになっております。

このような形で、このセンターで仕事をしておりますが、私がこういう DV の世界で仕事をするきっかけになったのが、次から御説明いたします加害者の更生に取り組み始めたということがきっかけです。

加害者更生という言い方と、非暴力プログラムという言い方がありますが、加害者更生については法律などの義務づけがあって、アプローチがしっかりしているものを加害者更生という言い方をしていて、任意参加できるものを非暴力プログラムという言い方にしています。私は、2001 年から、男のための非暴力ワークということで、暴力を振るった男性を集めてといいますか、希望者の方が来られて、プログラムをこれまで実施してきました。

1 年を通して、このプログラムを実施するのは 3 か月間なのですが、残りの 9 か月間は、2 週間に 1 度の自助グループのような形でフォローアップをしています。

私が考えております（1）の DV 加害者対策というところでは、まずひとえに再発・再犯をさせないということが必要です。

それと、探索目的の加害者、例えば市町村の窓口で、加害者が来たときにそれにいかに対応するかということも考えないといけないと思います。

3 番目に、加害者の心理や行動を研究して、特に被害者の安全につなげるということが考えられます。ただ、私が考えています、加害者アプローチプログラムとは、更生プログラムと非暴力プログラムが含まれると考えています。

それと、暴力予防教育です。将来の加害者をつくらないということです。

加害者家族の対応や支援ですけれども、実は昨日、デート DV の加害者の家族の面接をしていたのですが、同級生の女の子に暴力を振るったということで、加害者側の親自身も非常に混乱をしているようなケースもありますので、そういう家族に対する支援も必要だと考えています。

このような形で DV 加害者対策というのを考えています。

この加害者と言われる人たちののですが、10 種類の認知のゆがみがあるとされています。これはブリティッシュコロンビア州公認のクリニカルカウンセラーの高野さんがまとめたものなのですが、これは日本の DV 加害者に全く同じことが言えると思います。このような、偏った見方をするとか、白黒、0 か 100 のような考え方をして、相手にそれを押し付けたりします。「過剰な一般化」、必ずそうなるんだというような言い方をしたり、「個人的化した考え」、例えば自分が非常に悪く評価されているとか、物事を悪く思うような考え方を持っていて、それによって相手を責めたり、それを大きく誇張してみたり、あるいは、自分の暴力を小さく評価していたりします。とにかく「絶対」や「常識」とか、何かそういう言い方をよくするんです。それで相手を説得したりすることをやります。また、「絶対に我慢できない」とか、「非常に被害者意識が強い」とか、人を非難したりするようなことなんですけれども、こういう認知のゆがみを持っていて、それが多層的に重なり合っているんです。わかりやすく言えばタマネギの皮むきみたいな感じで、最初はむくのが簡単なのですが、それが徐々にかたくなっていて、むきにくなっていくますよね。最初は変化したように見えても深くなってくるとなかなか変わらないというところなのです。認知のゆがみが幾重にも折り重なっていて、これを修正していくのは非常に難しく、労力が要るものです。

DV 加害者へのアプローチですが、加害者一人ひとりに注目して、例えば生い立ちを見たり、文化的な背景、彼らが暴力・虐待の自己責任を取ることを妨げているものは一体何であるかを考え、それらを外在化し

ていくことによって、変化を促していくものです。

カナダのブリティッシュコロンビア州の加害者プログラムの目標ですけれども、おおむね私もこれに賛成です。

①、自分の行った暴力、虐待に責任を持つ。

②、暴力、虐待がパートナーと子どもたちに与える影響や、このような暴力、虐待に関係する要因を吟味し、認識する。

③、変化、更生が可能であることを学び、変化、更生に積極的に取り組む。

④、グループ内で参加者同士がサポートを得ながら、お互いにそれぞれの思考法、認識、感情、行動がどのように周りに影響を及ぼしているかを考えるとともに、より建設的なものへと変化するために働きかけをする。

⑤、非暴力・虐待防止のためのライフスキルをつける

そういうことで、次に私が考えています、DV 加害者へのアプローチなのですが、最初に加害者と言われる人たちが相談に来ます。ここでは、暴力の程度にかかわらず、受容的・共感的態度で臨んでいます。ただし、その共感が強過ぎると問題です。あなたは OK だというようなメッセージを伝えると、例えば自分がやった暴力行為そのものを正当化するのを手助けしてしまうという危険性があることについては、注意が必要だと思います。

加害者ではあるのですが、同時に傷ついているという意識を持っています。妻から見捨てられたなどの被害者意識です。そういうことも含め、しっかりと話を聞くことから始めています。

DV 特有の、暴力の否認や正当化、また反対に、相談に来る人は自分がどうしようもなくだめな人間だというような表現をする人もいます。急性期の反応なのかもしれないのですが、とにかく受容します。それで、考えや態度の変容へ導くのは次のステップだと考えているのです。

それで、グループワークを通して信頼関係をつくり、特に、妻がいない日常生活は、非常にストレスが強いわけなんですけれども、それを繰り返す言葉として吐き出してもらうんです。

それと、他者の加害経験も聞きながら、真の加害者になることを支援します。この真の加害者というのは、彼らは被害者だと思っていますので、本当の加害者だと自分が思ってもらわないと、次の更生に向けた取組というのは難しいのです。

時間が経ってくると、探索目的や妻を取り戻すためだけに参加しているという人たちが見えてきますので、そういう人を分けないといけないと思っています。

次に、問題のある DV の加害者についてですが、まず探索目的でグループに参加したり、また、問い合わせをする人たちです。ただ、最近は減っているのです。それは恐らく、インターネットなどでこういう情報が随分出ているからではないかと思います。自分たちが欲しい情報はインターネットで仕入れることができるのでしょ。

暴力を振るったことは認めつつも、被害者を非難したり正当化が強い人。グループに参加していながら、まだ正当化が抜けない人とか、再発防止プランへの思考が深まらないとか、そんな人は難しい。これについては後で説明します。

言葉がきれいな人。少し表現が難しいのですが、すごく美辞麗句を並び立てるような人、言葉が浮いているような感じの人はおかしいと思います。

あと、気づきが早い人、自分がいかに加害者然としていて、問題であって、妻の気持ちを理解していなかったかということが、もう 2～3 回目ですらつらつらと話し始めるとか、そういう人は怪しいと思います。あと、待てない人です。物すごく焦りが強い人などは難しいです。

あと、本人も気づかない威圧的な態度を出す人です。社会的な地位が高い人に多いのですが、本人にとっては普通なんです。こういう方は少し難しいと思います。

急性期の加害者に何らかのアプローチをして関わることの効果とリスクなんですけど、私もこれは何例か事例を経験したことがあるのですが、加害者を落ち着かせて、妻の実家に押しかけるとか、そういう行動を防止できたことがあります。また、本当にやむにやまれず、つらい気持ちで妻が家を出たという、その決断を

尊重することなど、そういうことを促したりします。

ただ、先ほど言いました、共感を主体にしたカウンセリングのみでは、自己責任の態度が身につかず、むしろ妻の状態を理解することで、一時的な変容を演出したりする人が出てきます。このような面談を重ねていく中で、妻がいかにも大変な思いをしてきたかということも考えてもらうわけですが、それに気付くと、「君の気持ちはこれだけつらかったというのはわかった。これだけわかれば自分はもう大丈夫だ」みたいな感じで、一時的な変容を演出できますので、そのときに妻が連絡を取ってしまうと、夫が変わったと錯覚を起こし、夫も自分は変わったと思い込んでしまいます。

大切なことは、妻がいなくなって、1人での生活を軌道に乗せることです。それがうまくいくと妻への恨みの感情が低減できますので、とにかく生活を乱れさせないようにすることです。妻がいなくなって飲酒量が増えたりとか、仕事に行かなくなったりすると、どんどん悪くなってしまいますから、日常生活をきちんと送ってもらうというアドバイスをよくします。

そういう彼らの参加動機ですけれども、おおむね4つあります。

妻が実家に帰ってしまった時や例えば一時保護を受けて居所がわからないようなときなど、不安感、もしくは帰ってきてほしいという思いから、この非暴力ワークに参加をしています。

また、再同居の条件として妻や親から参加を命じられるようなケースです。なので、非暴力ワークの問い合わせについては、妻や妻の親族からも結構あったりします。

また、離婚調停などで妻の方がもう離婚を考えているような、そういう最悪な状況から脱するための最後の望みとして来られる方などです。

そういう人たちであっても、このグループワークへの参加がなかなか続かなかったりすることがあります。例えば離婚が決まってしまったような場合、来なくなる人が多いです。もう努力する必要がないからですね。

それと、自分をさらけ出すことへの戸惑いもあります。自分の恥な経験といいますか、加害行為を話さないといけない。これが耐えられない。それをするによって、自己否定をするということの不安が強いのだと思います。

また、アルコール依存症などのほかの嗜癖を抱えている場合は、続かないことが多いです。そういう方の場合、妻への付きまといなど、そういう危険性がより増してしまうこともあります。

それと、他者への関心がない人。グループワークに参加をしながら、ほかの人のことには全く関心を向けずに、自分の話だけしかしない人です。そういう人は大体、グループ間の人間関係ができていくなると、そこに入れなくなって、来なくなってしまうということになります。いわゆるアメリカなどで取り組まれている裁判所命令などで参加する義務づけの加害者更生プログラムは、こんな男性たちも対象にしないとイケないので、非常にハードルが高いんです。

恐らく民間でやってきているレベルは、変わる可能性がある人たちが参加をしていると思いますので、そういう意味では、加害者更生の取組自体は、やはりすごくハードルが高いものだと思います。

うちのグループで参加がずっと続いている人たちなのですが、まず1つは、ワーク参加をすることによって、それを妻が支援をしている場合です。続ける動機づけがしっかりしていて、夫のささいな変化を妻が評価できるような場合、まず参加は続きます。

参加を続けることによってストレスの軽減を実感するようになったときに、彼らが言うには、「やはり怒りのない生活は楽だ」、「今までで何でこんなに怒っていたんだろう」ということを言うんです。

3番目に、参加者同士のネットワークができることです。悩みを共有したり、孤独感から解放されたり、人との関係性をうまくつくれるようになってきたときにやっと暴力という手段の放棄ができるのだらうと思います。それまではなかなか、それを手放すということはできないのだらうと思います。

ちなみに、うちのグループがもう12年ぐらいになるのですが、1回目から参加している人がいます。平均6～7年ぐらい続けている人が多いのです。彼らは1年ぐらい参加して軌道に乗り始めると、こういうことを言い始めるのです。同僚や部下から相談をされるようになったとか、周りの人間関係の変化に気づき始めます。あと、子どもの引きこもりが治ったとか、妻と普通にけんかができるようになって普通の会話ができるようになったなど。ほかにもよく言われるのが、社会が明るくなったように見えるとか、外の景色が

きれいな色に変わったとか、花や季節の草木に目が行くようになったとか、何か世間の見え方が変わるみたいです。うちのグループに続けて参加している人たちが、あるときを境に、みんなこんなことを言います。そうなっていくと、グループ参加は大体続きます。

(11) で、プログラム全体に流れるテーマですが、やはり「言語化をすること」です。言葉で気持ちを表現することで内省を促したり、「共感する」ことで相手の心の痛みを感じたり参加者同士で共感したりするなど。あと、「他者をコントロールしていた」と気づくことです。彼らにとってコミュニケーションというのは、相手をコントロールする交渉術だというふうに考えている人がいるのです。そうではないということに気づいてもらう。「人から何かを学ぶ真摯な態度」も大切です。グループの中で、自らの問題を共有したり、人の経験をきちんと聞き取ることができるようになると、そういう人は正当化をするのが随分なくなってきます。

また、「自分を大切にできる気持ち」を育てることです。自尊なければ他尊なしということでしょうか。

それと、「怒りのコントロール」です。これは怒りの出し方を学ぶのです。

ここでテーマを6つ挙げていますが、私が特に重要視しているのは、⑥と③なんです。怒りのコントロールと、いかに他者をコントロールしていたかということに気づく。これが先ほど申し上げた再発防止プランになってくるのです。それで、この再発防止プランについて、きちんと考えたり向き合うことができる人は可能性があるんですが、それをなかなかしようとしなない人は少し難しいです。

最後に、加害者更生プログラムと非暴力ワークプログラムですけれども、義務づけの加害者更生プログラムについては、社会全体の取組にしなければ効果は難しいのではないかと考えます。ある程度の期間、このプログラムを受講すること、また、社会全体で暴力を許さないというようなものが醸成されなければ、加害者にとっては幾らでも逃げ道があるということなのです。

それで、非暴力を目指すサポートグループということで、非暴力ワークプログラムをやっていますが、考え方としては、心理的なアプローチと行動療法の融合なのかなと思うのです。「暴力衝動をコントロールできた体験」、「責任を持つ勇氣」、「孤独感の解消」など、これまでの生き方や考え方を変えるために、他者との体験の共有は効果的なので、こういう集団プログラムについては、実施する価値はありますが、繰り返しになりますけれども、これを社会で取り組むというのはまだまだ難しいことではないかと思っています。

次に3番になりますが、実はそういう経験を買われて予防教育、つまりこの DV 未然防止教育に関わるきっかけがありました。2003 年に熊本県で DV 加害者研究チームというものが立ち上がりました。その中で出てきた3つの視点として、「DV 加害者の個別カウンセリングの手法」、「DV 加害者の集団教育」、「非暴力ワークの手法」についてということで、具体的なプログラムまでつくりました。

3番目に、加害者を生まないための「非暴力心理教育」。今は DV 未然防止教育というふうに言っていますが、当時は、非暴力心理教育という言い方をしていました。

余談ですけれども、この名称を使っていたら、熊本県の潮谷知事から、1時間程度で心理教育などできないだろうということで、名称を変更したのが、未然防止教育ということになり、今でも使っている名称です。

特に今後、学校現場でこの予防教育に取り組んでほしいと考えているんですが、3点挙げております。

まず、「情報提供の効果」です。当たり前の話ですが、DV は犯罪でありだれにでも起き得るようなことであること。多くの生徒が同時に DV の知識と視点を持つことで、予防・発見につなげる。ある調査で、被害経験のある女子の 60%以上は友人に相談しているんです。そういう意味でも、学校全体でこの問題について知ることによって被害者を支援できると思います。将来の被害者、加害者にならない可能性と負の連鎖について、できれば DV 環境にいた子どもが暴力を選ばないようにしてほしい、または可能性を高めたいというような願いがあります。

被害を受けている高校生の女子が公的機関に相談をするということとはなかなかないと思いますが、ただ、啓発が進んでくれば、これは起き得ることだと思います。実際に熊本県では相談をする生徒さんも出てきているということを聞いています。そのときに、相談することは恥ではないとか、相談してよいんだというメッセージをきちんと伝えたいと思います。

また、対等な関係を学ぶ場として、これは学校教育の部分でも必要な視点だと思います。これも御参照ください。

③で、被害の早期発見と支援です。交際相手からの暴力の知識と対応について、職員間で共通理解を持ってもらう。DV 家庭やリスクの高い家庭の把握とか、DV 家庭の子どものつらさを理解し、問題行動の指導だけではなく、困難な環境にいる生徒として支援する。例えば DV 家庭の子や虐待環境にいた子というのは対人関係の距離感を学べなかった子どもたちだと思いますので、よく友人同士でもトラブルを起こしていることがあります。この点、先生がうまく生徒に関わることで、対人関係の距離感を学ぶことができれば、その後の人間関係に当然よい影響を与えます。是非、この部分については、先生方には指導という視点ではなく、支援という視点で関わってほしいと思います。1 人の女性の人生に関わる問題である、勿論、それは男の子もそうかもしれませんが、そういう視点で先生方にこの問題を考えてほしいと思っています。

今後の課題ですが、3 つ挙げています。

校内で予防教育ができる教員の養成や被害者・加害者に対しての個別対応など相談技術を先生方に身につけてほしい。

予防教育の実施について学校間の温度差の解消。例えば進学校ほど、この予防教育の実施については関心が低かったりします。これは福岡でも佐賀でもそうなのですが、熊本県は進学校が積極的に、この予防教育に取り組んでもらっています。熊本県で一番進学校と言われている学校の先生が、この子たちは将来、社会的にある程度しっかりとした地位に就く子たちが多いので、そういう意味でも、この DV やデート DV の問題を知る必要があるんだというふうに言ってくれたんです。是非、多くの子どもたちにこういう教育を受ける機会を持ってほしいと思うのです。

次に、資料 2-2 です。特に熊本県で取り組んできた、このアンケートについて簡単に説明をします。

統計の数字をここに表しておりませんが、これは平成 22 年度に実施した 26 校の 6,107 人の生徒、内訳は男子が 2,713 人、女子が 3,394 人にアンケートを取って、事前・事後の調査をしました。

それで、これを見ていただいたらわかりますように、①のたたいたり、けがをさせるとか、身体暴力については、これを暴力だというふうに認識をしている生徒さんが多いんですが、⑤の大声でどなるとか、何を言っても無視をする、⑩のほかの異性と話したり親しげにしたりすることを怒るとか、こういう束縛につながるようなことを暴力だというふうに認識をしていない生徒さんが多いのです。しかし、授業を受けてもらった後の同じアンケートでは、95%、98%というように認識が変わっています。

このグラフを全部平均して取ってみますと、授業前から暴力と認識をしている認識度については約 70%だったのが、授業後は 98%まで高まっています。これによって、DV とは何なのか、DV を知ることで予防啓発、また発見につながると考えていますので、これだけ効果があるということなんです。

その裏の資料ですけれども、男女が対等な関係であるということ、相手を思いやること、自分を大切にすること、これをずっとアンケートを取っているんです。

自分を大切にすることというのが、特に女子を中心に大切だと思っていた生徒さんが大切だというふうに答えるんです。それで、自分を大切に思う気持ちというのは予防行動のきっかけになりますので、そういう意味ではこういう意識を育てていくことは必要だと思います。

次に、資料 2-3、資料 2-4 になりますが、高校ですっとこれまで取組をしてきたんですが、やはりもっと早くに、交際が始まる前に取組をする必要があるのではないかとということで、資料 2-3 にあります、佐賀県では中学生に対する予防教育事業として取組をしています。

背景のところの 2 番目の段落だけ読みます。「10 代は、自我や価値観の確立過程にあり、不安的な心理状態にある。そのため、様々な環境の影響を受けながら成長発達している。近年、諸外国の研究から、思春期の性行動においても、子ども自身の要因に限らず、仲間、パートナー、学校、家庭や地域など、子どもを取り巻く環境の要因が影響していることが明らかとなっている。また、この望まない妊娠による中絶は、10 代後半ではデート DV と言われる交際間の暴力が背景にあることが内閣府の調査から明らかになり、これが将来の DV へと発展している」ということで、佐賀県の中学生に対してこういう教育をしていくということで取り組んでいます。

このきっかけになったのは、平成 18 年に佐賀県が 10 代の中絶実施率が全国ワースト 1 位になったということで、そのきっかけがあって取組を始めました。

このプログラムの目的は、中学生の生徒、教職員及び保護者が予防に関する知識・意識を持ち、生徒が安全な行動を選択することができるというものです。

目標については、中学校の教職員及び保護者への情報提供により、予防に関する知識・意識を高めることができるかと、こういうものを掲げております。

この実施方法について、5番の4のところです。今年度は20校でやっていますが、教職員向けの研修と、保護者向けの講演会をやって、生徒に対する学年単位の授業・講演会を企画しています。

その裏のページです。これの7番のところですけども、プログラム案です。「1年次」と書いていますが、1年生です。1年生には命の大切さの講演会ということで、助産師さんに来てもらって話をしてもらいます。その後グループ学習ですが、これは生徒主体で進行するグループ学習を取り入れています。2年生で、「相手を思いやり自分を大切にすること」というタイトルで、ここでは交際相手の暴力やいじめについて触れます。3年生で、「エイズを通して命を考える」ということで、エイズ・性感染症予防教育を実施しています。もともと、1年生と3年生は保健体育の指導要領に含まれているものなんです。それを少し発展させたようなものなんですけど、加えて2年生に暴力予防教育を実施しているものです。これに、前後調査も含めて、約1年間のプログラムを実施しています。

このプログラム案については、次の資料2-4になります。高校を卒業するまで性行動を開始しないとか、自分の命を大切に考え、安全な行動を選択するというところで、学校、地域・家庭、中学生が、自分の命を大切に考えるということで、このバリアをつくっていくということなんです。

スケジュールですけども、年間実施計画ということで、最後のところですが、ちょうど今の時期は保護者や教員の研修をやっているところです。それで、2学期に入って、講演とグループ学習をやって、その間で調査をしています。この調査をして、先ほどの高校生の調査と同じように、対等な関係や相手を思いやったり、自分を大切にするという気持ちが育っています。

もう一つ、中学生に対する暴力予防教育と、エイズの教育など、ほかの教育を組み合わせることで重ねて受けることによって、より自分を大切にしたり、相手を大切にしたりという気持ちが高まっているというデータが出ています。こういう取組を、できれば中学、本当は小学校のプログラムをつくって、体系的にずっと実施をしていくということが必要なのかなと思います。これは本当の意味での予防教育になっていくのかなと考えております。恐らく、それがうまく機能することで、加害者プログラムの出番がなくなるということです。

ありがとうございました。

○辻村会長 ありがとうございました。大変に貴重な御報告をいただきました。

加害者更生の問題と予防教育の問題、全然違ったものが2つ入っているような感じですが、重なっているんですね。やはり、そのところが非常に重要な御指摘だったと思いますけれども、いかがでしょうか、御質問はございますか。

どうぞ。

○種部委員 この加害者更生は、物すごくエネルギーのかかる仕事だと思うんですけども、これだけ体系的にやっていって、実績も出していらっしゃるのに大変感銘いたしました。

問題は、参加が続かない人と続く人がいて、中には、ただ単に妻を取り戻したいだけというような考えの人もいます。それを見分けるというスキルを持っていらっしゃるということなんですけども、実際見分けてみて、どのぐらいの人が更生のプログラムが有効な人か、パーセントがわかれば教えていただきたい。

もう一点は、性教育は私もたくさん関わっていて、年間50~60件、学校に行っていてやっていますが、いかに避妊教育、性感染症予防教育をやっても、最終的にその手段を使えなければ何の効果もないということがよくわかっていて、それが望まない妊娠あるいは中絶が減らない理由だと思っています。望まない妊娠がデートDVに起因する、関係性の問題であるということはわかっています。

この先進的な取組に至るには相当、いろいろハードルがあったのではないかなと思うんですが、性教育というのは非常にバッシングを受けやすい部分がございます。一生懸命やろうとしても、学校の教育指導要領に沿った形で、沿った形で実施したと書いてあるんですが、問題点はあります。

例えば、富山県はそういうことはないんですけども、ある都道府県などへ行きますと、指導要領では、

中学校では性交という言葉、セックスという言葉は使ってはいけません。性的接触というふうに教えろと。それでは、性交はどこで学ぶのかというと、小学校では教えてはいけないことになっています。どうやってエイズを教えるのか、そういう根本的に、教育の中で性教育は大切といいながら、指導要領の中では制限をかける形になっていると思うんですが、それを乗り越えていくときに障壁がなかったかどうか、あるいはそれを超えてやろうという意気込みが佐賀県全体としてあるとすれば、できていない県に何かアドバイスがあれば是非知りたいんです。

お願いいたします。

○辻村会長 どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

更生率というのは、どうしても出しようがないものだと思います。アメリカでも、例えば更生プログラムをうまく卒業したとしても、5年後、10年後に暴力をやっていないという可能性はないわけではないので。ただ、といいますか、これまで約10年間、私のところに150人を超える人たちが参加をしています。今、グループとして、その中で残っているのは6人だけです。これは勿論、更生率というふうには答えられないんですけれども、少なくとも、今、残っている6人については、それぞれ状況は違うんですけれども、このグループに参加し続けることが、自分の人生を大切に考えることにつながると考えていますので、本当の意味で変わったと言える、評価できる人たちだと思います。先ほど言いましたように、ある程度、変わる可能性があったであろう150人の6人ですから、加害者が更生することは相当ハードルが高いということを感じます。難しいと思います。

それと、性教育について、御指摘のように、導入の平成20年度のときに教育委員会の方から、性教育を所管しているところから、「性的接触」という言葉を使ってほしいというふうに言われたんです。ただ、性的接触では、例えば手をつないだり、キスも含まれると解釈できますので、調査をきちんとしようと思うと、教育委員会の考えが障害になることがあります。それで、性行為という言い方で少し黙認をしてもらったという経緯が実はあります。

余談ですけれども、教育委員会で、それをだめだと一番強く言っていた人が、次の年、中学校の現場に戻られて、1番にこの教育をやってくれと言われたんです。要するに性行為と言葉を使うことについては黙認をするということで。やはり現場はきちんと教えないといけないというふうには思っているんだろうと思います。

たまたま、県の機関として性教育の取組をしたということや教育委員会、教育長さんがこういうことに協力的だったとか、そういうことで乗り越えられたと思います。

それともう一つお伝えしておきたいのが、こういう活動をきっかけに県の医師会が、佐賀県の97校のすべての学校の中学2年生に命の教育をするということで、それを現在、県と医師会と連携してやっているんです。そういう意味では、佐賀県では性教育をする土壌が随分でき上がったということが言えます。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかの県がどうなっているのかというのは、質問としては必ず出てくるのですが、後にしまして、番委員から手が上がっております。

○番委員 私も、本当に性教育をきちっとした形で、もっと日本ではやってもらいたいと思っているのですが、今日はとても勉強になりました。

ただ、1つ意見としては、資料2-4で「高校を卒業するまで性行動を開始しないで」というのが付いています。確かに性行動がなければ危険もないというのはわかるのですが、これを言わなければいけないというのは、すごく残念な気がします。性的コミュニケーションというのは、ある意味ではすばらしいコミュニケーションであるということで、望まない妊娠や中絶に至るというのは現実であるということがあって、やはりこういうことを言わなければいけないのかなと思うのですが、私の人生観は釈然としないといいますか、全然違う。えっと思って、びっくりして、これを読みました。

もう一つ、加害者更生プログラムは、本当にこれがきちんとできれば大分よくなるのかなと思うのですが、こういうところで話をしているときはともかく、現実には私は事件をやっている、1人の被害者に向き合っ

ていて、加害者にはとにかく向こうへ行けと思って対応しているのが現実で、その人が更生するかどうかよりも、やはり被害者支援ということを考えています。いつも思うのは、50代とか60代は更生の余地がないように私は思うのです。例えば動機づけが強ければ更生するのでしょうか。つまり、50年以上もそういう気持ちで、あるいはそういう生育環境をずっと引きずって、それをバックグラウンドとして生きてきた人が、プログラムを受けたからといって、私は生まれ変わるとは決して思えないんですけれども、それを教えていただきたい。年齢は余り関係ないのでしょうか。

○辻村会長 それでは、手短にお願いします。

○原委員 私は、このプログラムはやはり被害者支援の一環として考えているというところでとらえていただきたいんですけれども、年齢で言うと、実はうちのグループで、私の代わりにそのグループを運営してくれる人が来始めたのは、50歳のときだったんです。私も、可能性としては非常に低い、それは認めますが、可能性はゼロではないということはここで申し上げたいと思います。

○番委員 すみません、ゼロかと思っていました。

○辻村会長 それでは、関連ですね。

○森田委員 はい。

私も並行してやっているんだと思うので、原さんの発表は初めて聞いたんですけれども、すごく総合的なんですけれども、やはり被害者支援とどういうふうに絡めていくのかということが具体的にはいつも私たちは悩みどころでして、被害者のグループは被害者のグループでやっているんです。それと、被害者をサポートしている団体とは必ず連絡を取るようにしている。でも、すごく限界を感じています。

ですから、やはり被害者支援の一環としてやるということを実現するには、ある程度、チャージして、起訴したり、もしくは保護命令とかという形などと絡ませながらやるということで、先生がなかなか変えられないという方で挙げていましたし、先ほどの質問にもありましたけれども、やはり正直言って、やってみないとわからないというところはすごくあります。1回目でめちゃくちゃ、この人は抵抗があると思っても、すごく変わる人もいますし、非常に下手に出ているといいますか、割にうまくいっているように見せていても全然うまくいかない場合もありますし、そこら辺は海外でははっきり、何度も報告されていることで、最初の動機づけの水準、例えば任意か強制かは効果には余り関係ないということは繰り返し出ているんです。

でも、少なくとも1回はそういう考え方に触れるということです。そうしないと、1回もそういうことを教えられないで離れていれば、またほかの女性とくっつきますし、あとは男性がまた、ちょうど、この後、水戸でやりに行くんですけれども、父親になった場合に非常にそういうやり方が、内縁の夫みたいになって入ってくる場合も多いわけなんですけれども、それは本当にぐるぐると回ってしまっていて、ですから、切り離して終われる部分というのはその場だけなので、やはり変わる割合は少し置いておいても、とりあえず、そういうことが絶対にまとめられるんだということを社会として示していくという体制をつくって、その中で被害者支援とも強力に連携していく形が是非できたらいいと思っています。

○辻村会長 ありがとうございます。

先に、山田委員から御質問ですね。どうぞ。

○山田委員 半分質問、半分意見なんです。

まず、最初の加害者の方に関しては、私はアメリカに1年留学していて、かつ感情マネジメントについての社会学的研究で留学していたもので、アメリカ社会、カナダもそうだと思いますけれども、いわゆる普通の人がカウンセリングを受けるのが当たり前という社会の中でこういうものがあるのと、日本みたいにそういうところに行くのはすごく特殊な人ではないかと思われている中でこういうところに行くというのは、やはり行きやすさや効果が違うのかなと思ったのが1つです。

もう一つは、これは番委員と同じなんですけれども、やはりこれはだめ、あれはだめという形で教育していくのが、聞いてくれないのではないかという気がします。本当に言い訳的にやったというだけにすぎないのではないか。これは私、今、婚活支援のところで、日本人の男性は誘えない、誘うのが下手だというのがあるんですけれども、それをやっている中で、いわゆるアメリカの高校では誘い方を教える、つまり、隣の人同士でハラスメントにならない誘い方を練習してみましようみたいな形で高校の授業等でやっているんで

す。

つまり、年上と交際するというのはだめだというのではなくて、それでは、交際するときにはどういうときに気をつけて、どういうふうにすればいいのかとか、いわゆる避妊をしてくれというときに、うまい言い方はどういう言い方なのかとか、そういうのを、本当は実は教えなくては何ら実効あることにはならないのではないかと思うところではありますが、その点に関してはいかがでしょうか。

○辻村会長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、今までの御意見について、お答えをお願いします。

○原委員 御指摘ありがとうございます。

「高校を卒業するまで性行動を開始しないで」というふうに書いていると、してはだめというふうに伝えられているように感じるかもしれませんが、これは調査でも、中学生の性行動を一番よく抑える効果があるものに、高校卒業まで性行動をしない方がいいのではないかという考えを持っている生徒が一番抑止効果が高かったんです。このメッセージというのは、要は本当に高校ではだめと言っているものではなくて、慎重な態度を涵養する意味合いで中学生に対するメッセージなので、例えば高校生に対して、あなたたち、だめだよというふうに言っているものではないんです。

ただ、中学生に伝えるときに、こういうメッセージに近いようなことを伝えてはいます。そのところは御指摘のとおり、気をつけていきたいと思うんですけれども、ここの本来の趣旨は、中学生に対して、性に関する慎重な態度を育てるものであるということを使っていくということです。

○辻村会長 ほかによろしいですか。

私も最初に申し上げましたけれども、熊本とか佐賀はすごいと思ったのですが、これは全国的にこういう取組はされているのですか。それは、どのように取り組まれているかということの調査はできているのでしょうか。

これは、管轄はどこになるのですか。文科省になるんですか。こういう調査をしているのでしょうか。

○原暴力対策推進室長 DV 対策の一環で、地方公共団体がこういう加害者対策とか予防啓発の取組をしていますかという調査につきましては昨年度行いまして、今、整理しておるところです。ただ、その具体的中身までというところまでは把握しておりません。

○辻村会長 どうぞ。

○森田委員 単に知っているだけなんですけれども、セカンドステップというものを、アンガーマネジメントを中心とした公平な、フェアな会話を進めるというのは、いわゆる CAP で性的暴力をどう断るのかの次のステップなのでセカンドステップという名前が付いたらいいんですけれども、加害的になってしまわないものについては、かなり全国的に広がっています。学校全体で習いに来たりとかしているものもよく見ますので、DV という言い方ではないものまで集めれば結構、それなりに幾つかはやられていると思いますけれども、こんなにきっちり全体でやっているの、やはり佐賀県はすごいと思いました。

○辻村会長 また、そういうデータがあれば、この調査会で出していただければありがたいと思います。

この学校現場の学校というのは、中学校、高校がメンションされましたけれども、本来は小学校も入るといふふうにお考えですか。大学とかも入るといふことですか。

○原委員 はい。大学は勿論、未然防止教育として入っているんですけれども、小学校のプログラムはまだきちんと性教育のプログラムとしてつくれていないので、今後の課題にしています。

○辻村会長 そうですね。私は、この性教育のジャンルでやっていくのがいいのか、人権教育といいますか、少し違った局面からアプローチするということもあるのかなと思っているのです。大学などでは人権教育、あるいは、今、ロースクールなどでは、このドメスティックバイオレンスのことをジェンダー法というジャンルで扱っておりまして、法曹になろうという人たちですから、関心が高いのは当然ですけれども、かなり成果を上げているかなと思っています。ほかにはいかがですか。よろしいですか。

そのほか、予防教育の、学校現場のところで「被害経験のある女子の 60%以上は」と書いてあるんですが、これは DV ではなくて、ファミリーバイオレンスの被害ですか。

○原委員 一応、調査ではデート DV の被害経験のある 60%です。

○辻村会長 わかりました。

今のファミリーバイオレンスと、ドメスティックバイオレンスと、デート DV という、やはりいろんな種類がありますから、これらをどう関係づけて考えていくかということ、秋以降、また法制度の改革などと絡めて議論していく必要があるかと思っておりますが、御報告いただきました内容についての意見交換は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○辻村会長 それでは、ありがとうございました。

議題の4でございますけれども、専門調査会の今後の進め方という議題に移らせていただきます。これについては資料が出ておりますので、局の方から御説明をいただけますでしょうか。資料3です。よろしくお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 資料3を御覧ください。本日、今後の進め方につきまして意見交換していただくに当たって、あくまで参考となるように、会長と相談して取りまとめたものですので、あくまで参考という位置づけだと考えていただければと思います。

1枚目が今後の検討課題ということで、これまで先生方から御指摘いただいた課題について記載しております。

1つ目が、配偶者からの暴力の関係ですけれども、配偶者からの暴力の関しとしては、具体的な取組について、今、法律に基づいて取組が進められておりまして、法律で取り組むべき事項が定められていますので、新たな方向性というよりは、今後行くとすれば、法律に基づく施策の全体的な取組状況の確認と検証、更に、それを踏まえた、どういう取組が必要かということになるかと思っておりますので、1つの○で書かせていただいております。

性犯罪への対策の推進につきましては、この調査会でも何度も御指摘がありましたとおり、被害を相談しづらい原因究明とそれに基づく啓発、体制づくり。相談・支援の体制の充実、相談員・支援員の養成とか、二次被害の防止等です。性犯罪に関する捜査や公判の在り方、加害者の矯正と再犯防止。教育・研究・医療、そういった指導的立場の者等による性犯罪等の発生の防止。また、強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方等がこれまで御指摘を受けているかと思います。

また、男性等への対応ということで、男性被害者、男性加害者への対応を含めた男性相談の在り方、加害者更生。また、男性に対する意識啓発とか、若年層を対象とした予防啓発についても今後の検討課題として御指摘を受けております。

一番下には参考として書いておりますけれども、性犯罪への対策の推進の中で、これまでカウンセリング費用の公費負担とか、ワンストップ支援センターの設置促進について御指摘を受けておりますが、こちらの方につきましては、犯罪被害者等基本計画におきまして、検討会を設けて検討するというので、カウンセリングの費用負担につきましては検討会が立ち上がって議論が開始されております。

また、ワンストップ支援センターの設置促進につきましては、幾つか取組が書かれておりまして、犯罪被害者等施策推進室で「ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」の作成も行うことになっておりまして、こちらの方はこれから進められていくと承知しておりますので、この専門調査会で当面検討するものとしては掲げておりません。

2枚目ですけれども、あくまでそういった検討課題をスケジュールの想定としまして、議論の参考として書いたものですが、9月から1月ぐらいいかけまして、有識者または委員からヒアリングを行って、課題の整理を行った上で、政府の取組をヒアリングして、それを踏まえて課題と対策について意見交換を進めていってはどうかと考えております。

以上です。

○辻村会長 ありがとうございました。

これはあくまでも素案、たたき台でございまして、当然、皆様方の御意見を伺いながら修正していこうと考えているものでございますけれども、いかがでしょうか。ここに掲げました検討課題について、何か御意

見等はございますでしょうか。

どうぞ。

○種部委員 1点だけ。

性犯罪に関する法律の見直しといいますか、罰則の在り方というのが、この項目の一番最後に挙がっているんですけども、本当に法的にすり抜けている部分が結構たくさんあると思うんです。例えば、先ほどあったように、児童虐待やその境目のものをどうしていくか。見知らぬ者であって、相手が成人であれば性犯罪に入りますけれども、家の中で行われていることに対しては、加害者である親をどこかに確保することはできません。ちょっとした状況が変わるだけで法をすり抜ける部分があるので、そういうものも含めて、強姦罪だけの話ではなくて、そのはざま、すき間になるところをどうするのかを考えていただきたい。

それと、強姦による妊娠であっても、人工妊娠中絶に相手の署名が要するというのはどういうことだと、かねてからずっと思っていました。なので、罰則だけではなくて、被害者が中絶を受ける場合に、強姦であろうと、DVによって望まない妊娠をさせられたのであろうと、わざわざDVのパートナーのところに署名をもらいに行くようなことのないような法の改正も含めて、是非、検討していただきたいと思います。

○辻村会長 ありがとうございます。

今のことはメモしておいていただけますでしょうか。秋にまた議論したいと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○番委員 これは確認なのですが、「強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方」で、罰則というのは、構成要件、刑法上の規定の在り方というようなことを含めて大きく考えてよろしいですね。量刑とか法定刑の問題だけではないですね。

○辻村会長 法律家の視点からすると、罰則の在り方は、量刑の問題が中心のような感じがするかもしれませんが、ここに出てきていますのは、女子差別撤廃委員会の勧告などに既に入っておりまして、強姦罪の構成要件の見直しなどということで、これは第3次計画のときも随分議論があったものでございます。ここでは勿論、広くとらえて、親告罪のこともそうですし、構成要件の見直しもそうです。勿論、保護法益が一番重要なことになるかと思いますが、国際的な動向を踏まえて、今後、日本の刑法の問題として、どういう対応をすればいいのかということについて、今日は御欠席でございますけれども、刑法とか刑事政策の専門家に委員になっていただいておりますので、御報告をいただく。また、外部の有識者のヒアリングも行いたいと考えております。

2枚目のスケジュールのところ、9月ごろに女性に対する暴力の根絶に向けた国際的な動向、国連の立法ガイドなどということからスタートしたいと思っております。そのほか、このスケジュールでは、内々に、ここにおられます委員の方々からそれぞれ御報告をいただくということを考えております。順序は変わりますけれども、御専門の立場から御報告をいただきながら、かつ、関係の省庁からもヒアリングをしたということです。3月に関係省庁ヒアリングと記載されていますが、法務省始め、関係の全省庁からヒアリングをしたいということで、法務省の方でもいろいろ独自に検討されていることがあると聞いておりますので、その成果なども突き合わせて、そして、3月～5月ぐらいにそれをまとめて、6月に報告書提出ということでよろしいですか。我々の最終目標としては、報告書提出でいいですね。

○原暴力対策推進室長 そこはまだ決まっております。これから、多分、男女共同参画会議で議論されて決まっていくことになると思います。これはあくまで、こういうプランを想定しているというだけのものです。

○辻村会長 わかりました。

それで、もし報告書を出すのであれば、やはり参画会議に出していくということでよろしいですね。

○原暴力対策推進室長 これまでの例ですと、そういうことになるかと思います。

○辻村会長 我々としては、目的がはっきりしていないとなかなか活動しにくいということがありますので、これから来年の6月まで1年ありますが、夏休みを挟みまして、9月から6月までの間に、こういった基礎理論的なことも含めて検討したいと思っています。

それで、1枚目の参考のところに、ほかの検討会とかさまざまな機関が設置されていることが書いてあり

ます。その際、縦割で、向こうは向こう、こちらはこちらというように検討するのではなくて、ここに出てきた意見とか結論をほかの機関にもお出しして、相互に交流できる形で進めていった方がいいのではないかと私個人も考えておりますので、そのような方向で進めていただければ幸いかと思っておりますが、進め方について何かございますか。どうぞ。

○阿部委員 性犯罪の項目の中に、当然、セクシュアルハラスメントの被害の問題も範疇として入っているというふうに理解してもよろしいでしょうか。といいますのは、ほんの氷山の一角でしかないんですけども、スクールセクハラということで、私どもが取り組んだケースとしては、やはり小学校2年生、小学校4年生、あるいは中学生といった児童・生徒が学校現場においてセクハラの被害を受けるという訴えに何回か取り組んだことがあるんです。ですから、少し範囲を広げて考えていただきたいと思います。

○辻村会長 これは男女共同参画局が出しておりますパンフレットなどでも、女性に対する暴力の中にセクシュアルハラスメントは入っておりますので、当然、対象にはなると思います。

ただ、一般的には、日本では厚生労働省の雇用分野におけるセクシュアルハラスメントというところに光が当たりがちですので、むしろ私たちの方で、暴力という観点から取り扱っていくというのは非常に大事なことであらうと思っております。これはそういう認識でいいですか。是非、また問題提起をしていただければ幸いかと思います。

それでは、先ほど報告書案を取りまとめるための質疑応答をしましたときに、時間の関係で切らせていただいて、実は震災関連の議題を飛ばしてしまいましたので、資料1に戻っていただきます。24 ページに「第3 東日本大震災被災者への対応」というところについては御意見をお聞きしなかったのですが、林委員の方から御意見があるということですので、よろしくお願いします。

○林委員 よろしくをお願いします。

この6月末までに皆さんから今日のペーパーの御意見をいただくということですので、是非、この震災への対応についても見直していただいて、いろいろ御意見を伺いたいと思います。

といいますのは、やはり震災直後はみんなショック状態で、どういう提言をしていいのかとか、現実に関何が起こっているのかというのは余りにも情報がなかったですけども、いろんな取組が出てきて、いろんな現実も伝わってきましたので、やはり是非、ここは男女共同参画会議の中の、特にこの暴力に関する専門調査会で意見を出していきたいと思えます。

先週の土曜日に学術会議で、辻村会長などが中心になって、災害と復興についての男女共同参画の大きなシンポジウムもありましたので、後で辻村会長からそのお話もしていただきたいと思います。

来週、国連の人権高等弁務官事務所からもスタッフが2人来て、東京で1日、岩手県で1日、セミナーをする予定です。国連でも災害からの避難者に対する援助規則というようなルールがあつて、そういったものをどういうふうに日本の中で活かしていけるかということを、考えていきたいと思えます。

それでようやく、今、こういうことが始まっているところなので、ちょうど、このペーパーを取りまとめているときにいろんな動きが出てくると思えますので、そういうことに私たちも敏感でありたいと思えます。

私から、現状のペーパーに対して一言。女性や生活者の意見ということが出てくるんですが、生活者というのは一体何なのかというのがよくわからないので、ここのところをもう少し表現を考えるべきだと思います。

あと、実質的なことについては、私、来週、青山学院でやる国連のセミナーに参加しますので、少し知識が今より出てくると思えますので、その後、インプットを少し貢献したいと思っております。

○辻村会長 今、メンションされました6月11日のシンポジウムにつきましては、元千葉県知事の堂本暁子さんや原ひろ子さんが中心になられまして実行委員会が構築されました。日本学術会議には、「人間と安全保障とジェンダー」という委員会があるのですが、そこでは猪口邦子さんが委員長ですけども、大沢真理さんなどの方々が中心になられて、また、私が拠点リーダーを務めている東北大学のグローバル COE「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」などが共催機関になり、ジェンダー法学会が後援をするという形で行われました。学術会議の会場の制約から、約350名で札どめにしたんですけども、近年にない予約がありました。500名は超えていただろうということで、関心が高かったです。

勿論、地元からのレポートもたくさんあったのですけれども、最終的には提言も出していきますし、これから本にもまとめ、学術会議のホームページにも概要を出す。それから、学術会議の機関誌であります『学術の動向』に8月号の特集で内容をまとめるということで進んでおります。

議論の流れとしては、これまでずっと被害者としての女性という観点でしたが、暴力との関係では被害者としての女性という観点でいいのですけれども、それだけでいいのかという議論がありました。災害弱者としての女性、ここでは災害復興基本法の案文では「女性、子ども、障害者」などとくられてしまうので、女性というのをそういう形でくるだけでいいのかということを経験して、最後に話し合っただけで、勿論、意思決定の場への登用のこともありますし、女性をどう位置づけるのかというところに最後は議論になっていたと思います。被害者の面と、復興の担い手の面が当然ありますし、意思決定の担い手としての面がありますので、これまで男女共同参画でなかった社会が、例えば被災地地域の場合にはコミュニティが壊れたけれども、男性中心のコミュニティであったわけですから、それを全く同じような形で昔のコミュニティを復活させるということでは全く進歩がないということです。私が閉会のあいさつをしたのですけれども、ピンチをチャンスに変えるということで、これを機に男女共同参画社会をつくっていくという視点で、もう一度、トータルに考え直していく必要があるかという形で、そのシンポジウムは終わりました。この調査会では、まさに暴力ということを中心しておりますから、被害者という観点を貫くことで全く問題ないと思うのですが、そのときに、勿論、女性だけではなくて、セクシュアルマイノリティの問題も当然出てきますし、DVでも男性の被害者ということがありますし、未成年者ということもありますので、多様な主体、それから、多様な客体といえますか、被害者を考えていく必要があると思います。

ですから、今、林委員から議論が出ておりましたように、本当はもう少し書き込めればいいのですけれども、できましたら林委員から、国際的動向なども踏まえてこういうふうには書けばいいというのを提出いただければありがたいと思います。どうしても視点が狭くなると思いますか、矮小化される危険がありますので、是非、今、言われたように、国連の弁務官事務所などが乗り出していただけるような、少し大局的な観点から、広く人権の問題として扱い、そういったようなことを少し書き込めたらいいですね。そうすると展望が開けるかと思うのですが、すぐに事務方で原案をとというのは難しいと思いますので、もしよければ林委員の方から、箇条書きでも結構ですから、こういったことを少し書き込んでくださいということで提出いただければ助かります。最後の非常に重要な問題提起になっていく可能性がありますので、そのように取りまとめていきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○辻村会長 それでは、そろそろ時間になりましたけれども、第54回会合の議事録が出ております。資料4でございます。これもメールで一応、確認はいただいておりますが、もし、今日決定していただけたらホームページに公開いたしますけれども、これでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○辻村会長 それでは、資料4については承認が得られましたので、速やかに公開とさせていただきます。

ほかに、その他はございますか。よろしいですか。

それでは、時間となりましたから、本日の調査会は閉会させていただきます。

それで、また御連絡させていただきますが、事務局から次回以降の日程のことで御報告をお願いいたします。

○原暴力対策推進室長 次回以降につきましては、9月以降の開催としておりますので、また日程の調整をさせていただいて、連絡をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○辻村会長 特に、今日いらしていない方も多いのですけれども、少し間が空きますので、その間に宿題といたしますか、9月以降に御報告をお願いしている委員の方々には少しお調べいただく。その旨は、事務局から御連絡をお願いしておいていただきたいと思います。

それでは、ありがとうございました。本日はこれで閉会といたします。